

社会福祉法人の新会計基準移行 help !!



第 8 回 移行時の取扱いその 2

「社会福祉法人会計基準への移行時の取扱い」2 旧基準からの以降の場合 には 10 の項目について書かれています

1	事業区分・拠点区分・サービス区分の設定
2	貸借対照表の組替え
3	有価証券に係る調整
4	ファイナンス・リース取引について、通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行う場合の調整
5	退職給付引当金に係る調整
6	その他の引当金に係る調整
7	第 4 号基本金計上金額に係る調整
8	国庫補助金等特別積立金取崩額の計算
9	設備資金借入金元本償還補助金に係る国庫補助金等特別積立金の設定
10	旧基準の勘定科目と会計基準の勘定科目の移動について

拠点区分につきましては「社会福祉法人の新会計基準移行 help!!第 2 回、第 3 回」で紹介しておりますので今回は 2 貸借対照表の組換えについてご説明いたします

貸借対照表の組替え

1. くくり方の組替え

上記表「2 貸借対照表の組替え」とはくくり方の変更に伴う組替えをいいます

新会計基準には拠点区分という新しい考え方が出てきます

考え方は拠点区分がまずあってそこからサービス区分に区分していくのですが、結果的にはサービス区分は最小単位として経理区分と一致すると考えられます

ですから旧会計基準で経理区分ごとに貸借対照表残高を把握していれば、これを基礎に拠点区分、事業区分に組替えてまとめることは容易です

	くくり方の違い		
旧会計基準	会計単位		経理区分
新会計基準	事業区分	拠点区分	サービス区分

	貸借対照表残高の把握
旧会計基準	会計単位ごと（社会福祉事業・公益事業・収益事業ごと）
新会計基準	拠点区分ごと（一体として運営される施設、事業所、事務所ごと）

2. 新会計基準の勘定科目への組替え

旧会計基準と新会計基準では勘定科目名や表示場所が異なる場合があります

勘定科目比較表に従って貸借対照表の組替えを行います

これは上記表「10 旧基準の勘定科目と会計基準の勘定科目の移動について」に当たります

ここまでの

1 事業区分・拠点区分・サービス区分の設定

2 貸借対照表の組替え

10 旧基準の勘定科目と会計基準の勘定科目の移動について

は「くくり方」や「勘定科目名」の変更による表示上の移行です

従って基礎となる数値に変更はありません

この後

処理方法や計算方法の変更による移行に入ります

ここでは数字そのものが変わってきますので事業収支も変わってくるようになります



詳しくお知りになりたい場合にはご連絡ください。

E-mail h-murata@yamadasougou.co.jp

電話 03-3694-6091